

社員候補者選考基準

制定 平成24年8月17日（金）

社員候補者選考委員会は、一般社団法人広島大学工学同窓会社員選出規程第12条に基づき社員候補者の選考基準を次のとおり定める。

1 社員の資格基準

社員の資格基準は、一般社団法人広島大学工学同窓会社員選出規程第2条に定めるとおりとする。

2 社員候補者の選考要件

社員候補者は、上記の資格基準を満たした会員のうち以下の要件にあてはまる会員の中から選考する。

- (1) 広島大学工学同窓会の事業や経営に深い関心と理解を持ち、経営及び運営に対して次の視点から有意義な提言や確認等を行うことが可能であること。
 - ① 会員相互の情報交換、懇親活動としての視点
 - ② 工業教育並びに技術に関する視点
 - ③ 経営的視点
 - ④ 社会貢献からの視点
 - ⑤ 地域経済的視点
 - ⑥ 工業・科学技術における多様な分野の専門家としての視点
 - ⑦ その他の専門家としての視点
- (2) 工業・文化・経済の健全な発展並びに会員の利益の増進を図る観点から、社員に相応しい見識や公正な判断力を有していること。
- (3) 総会への出席等、社員として積極的かつ十分な活動が可能なこと。
- (4) 支部別の選出によらない社員については、その候補者を在籍地にかかわらず幅広い層から選考するものとする。
- (5) 社員に選出される資格を有する者の中から、在籍地、職業、年齢、性別等を考慮して、社員候補者を選考し推薦すること。

以上